

第3回身元保証に関する研究会

日時 令和7年9月8日(月)15時00分～17時10分

場所 鈴鹿市役所 本館4階 405ミーティングルーム

出席者 病院部会、障害者総合支援センターあい、市社会福祉協議会、基幹型地域包括支援センター、市健康福祉政策課、地域医療推進課、長寿社会課

(1)アンケートの結果(令和7年7月16日～8月29日実施)

- ①「身元保証がない方の入院・入所に関するガイドライン」に関するアンケート
- ②身寄りがない高齢者等及び「身元保証がない方の入院・入所に関するガイドライン」に関するアンケート

資料9ページ～20ページ

■「身元保証がない方の入院・入所に関するガイドライン」のアンケート

(結果)

- ・病院においてはガイドラインの認知度はあるが、活用状況については、必要な場面で活用している割合が約6割という状態である。
- ・地域包括支援センターと居宅支援事業所のうち、ガイドラインを知っていると回答した割合は約8割程度であったが、一方で約8割の施設が活用していないという状態である。
- ・ガイドラインを活用するには、「ガイドラインの周知・啓発」の次に、「相談窓口の一元化・明確化」が必要とされている。

(考察)

- ・ガイドラインを活用してもらうために、窓口の一元化・明確化を最優先で図る。
- ・ガイドラインだけでは関係機関の共通認識が図れないという現場の声があることも事実であり、支援体制の整備や成年後見制度までのつなぎ支援の検討を引き続き進める。

■身寄りがない高齢者に関するアンケート

(結果)

- ・身寄りがない、または親族に頼れない方は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所はある程度把握している。
- ・在宅で 70 歳以上の高齢者で、要介護 2 までの人が多い。
- ・将来身寄りがなくなる可能性がある方までは把握できていない。

(考察)

- ・元気な方はケアマネジャーと関わる機会も少ないため、今回のアンケートでは把握できていない。そのような方々にも将来のことを考えてもらう必要がある。
- ・介護度が高くなる前に終活の準備を進めるため、多くの対象者を念頭に置き、終活の必要性を周知する必要がある。
- ・現状の把握に努めるため、地域包括支援センター等の協力が必要である。

(2) 民間身元保証会社 4 社との意見交換会

とき 令和 7 年 8 月 19 日(火)16 時 00~17 時 15 分

場所 市社会福祉センター

(意見)

- ・身元保証会社は入会金等の費用負担が大きく、資力のない人には利用しづらい。
- ・短期入院や一時的ニーズにも入会金を含めた利用料やその後の月額料金が発生し、ハードルが高い。
- ・利用ニーズは多様(短期・長期・死後事務・障害者支援等)であるため、ケースごとに身元保証会社を紹介すべきか、行政・関係者チームで対応すべきかを見極める必要がある。
- ・施設側が「身元保証会社任せ」とする傾向がある。そのため、施設も責任を持ってサポートし、役割分担を明確にすることが重要。

(参考)入院・入所時の身元保証に必要な入会金等(月額料金は別途発生)

A 社	B 社	C 社	D 社
160,000 円 ～	132,000 円 ～	200,000 円 ～	必要に応じ

(3) ガイドラインの充実について

多職種連携による支援体制の構築に向けて、他市のガイドラインを参考に役割分担シートの導入と、多職種連携事例の検討と掲載について、事務局から提案を行った。

協議の結果、シートの導入については、ケアマネが欠席のため再検討とした。

また、多職種事例は、実際に行っている事例もあるが、金銭管理などは現実問題として難しく、掲載を目指すまでにいたらなかった。

① 役割分担シートの作成(資料 21 ページ)

目的:支援内容ごとに関係機関の役割を明確化し、1人で負担していた部分を分散する。

(意見)

- ・このシートの内容の部分の支援者がいないため、身寄りのない高齢者の問題については、困っているところである。
- ・実際に「誰が担えるのか」が不明確なままでは、形骸化の恐れがある。
- ・シートを作成するには、ケアマネ(今回欠席)の意見を反映し、再検討する必要がある。
- ・同様のシートを導入している他自治体の取組を調査する。

② 多職種連携事例の掲載

目的:一人に負担を集中させない仕組みとして事例を整理・掲載を検討する。多機関で連携して対応することの重要性を周知する。

(意見)

- ・急性期の場面では連携が難しい場合もある。
- ・身元保証会社へ依存しているケースも多いと思われる。
- ・連携している場合も、例えば、金銭的な部分についても、昔であればそこ

まで深刻に考えないような問題であって多くの課題がある。

(その他意見)

- ・支払いなどの金銭管理や、死後事務の部分を、ケアマネが不安や負担に感じていると思うため、その課題が解消されるような仕組み作りが必要。
- ・他市で、身元保証問題に取り組んでいる自治体であっても、把握している範囲内では、プラットフォームだけであったり、総合的なパッケージ支援をしていても、身元保証はしていないという感じであった。結局、令和 5 年、6 年から試験的にモデル事業を始めているが、鈴鹿市と同じような問題が上がっており、事業内ではカバーできていないため課題として残っているという感じであった。
- ・高齢者でも資力があり民間の身元保証会社を利用できる人もいれば、低所得で利用できない人も多いため、特に低所得者層への対応を念頭にした制度設計が必要である。

身寄りのない高齢者の支援体制

1 アンケート結果から見える本市の現状

- ・市内の身寄りのない高齢者には、在宅で 70 歳以上、要介護 2 までの人が多い。
- ・市内の単独高齢者世帯数が 6,836 世帯(令和 2 年国勢調査)であるのに對し、把握できた身寄りのない高齢者の人数は 100 人である。

2 最近の国の動向

第29回社会保障審議会福祉部会(令和7年9月8日)

現行の日常生活自立支援事業の実施体制等や、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめの内容を踏まえ、新たな事業に關し提言の整理がされた。

■提言(抜粋)

【4. 事業内容】

○ 新たな事業の事業内容は、判断能力が不十分な者や身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」に加えて、「入院・入所等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施することとしてはどうか。

○ 「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とする。

<事業内容の例>

- ・定期連絡等の定期的な見守り
- ・一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
- ・福祉サービス利用の手續支援等の福祉サービスの利用援助
- ・通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり

- 「入院・入所等の手続支援」は、身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手續が円滑に進められることを目的とする事業とする。

<事業内容の例>

- ・契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手續時の支援
- ・緊急連絡先の提供
- ・入院費用の支払代行

- 「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的とする事業とする。

<事業内容の例>

- ・葬儀(火葬)・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
- ・資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
- ・公共料金の収受機関等への連絡

【5. 契約締結】

- 新たな事業の契約締結は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・本人又は代理人と契約締結
- ・本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要

【7. 実施主体】

- 新たな事業の実施主体は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・事業の実施主体に制限は設けない

3 近隣市町の取組

(1) 松阪市エンディングサポート相談窓口(令和4年9月開始)

相談者が死亡した時の死後事務を生活支援団体や葬儀社といった協力業者に委任する「死後事務委任契約」の締結に向けた情報を提供する。

低所得の高齢者が窓口を通じて死後事務委任契約を結ぶ場合、最大5万円の補助を出す。月に1、2件の相談がある。

(2) **桑名市終活登録事業**(令和 7 年 7 月開始)

病気や事故等で本人が意思表示できなくなったときや亡くなったときに、事前に登録した終活に関する情報を、警察署、消防署、医療機関やあらかじめ指定した人からの照会があった場合に、本人に代わって市が回答する。

市内在住の 65 歳以上の高齢者が対象。令和 7 年 9 月現在で 13 件の登録がある。

(3) **四日市市高齢者終活支援事業**

○終活相談窓口(令和 6 年 6 月開始)

身寄りのない高齢者などを対象に、「終活」全般に関する相談を受け、必要な助言や関係機関の案内などのコーディネートを行う。

○終活情報登録事業(令和 6 年 11 月開始)

身寄りのない高齢者などが、病気や事故などで意思表示が困難になったり、亡くなったりした場合に備えて、緊急連絡先や遺言書の保管場所などの終活情報を事前に登録し、必要時に、その情報を関係機関などに提供する。

市内在住の身寄りのない 65 歳以上の一人暮らし高齢者が対象。令和 7 年 7 月末現在で 10 件未満の登録。

4 本市の取組について

○終活登録事業

市が終活の相談窓口・プラットフォームとしての役割をしつつ、終活情報の登録事業を開始するために検討をする。

○終活サポート

専用窓口を開設することと並行して、民間保証会社や葬儀社といった協力業者に委任する「死後事務委任契約」の締結に向けた情報を提供する準備をする。

○低所得者への支援

既存の民間保証会社のサービスには、高額の預託金が必要なことなどから利用できる人が限られているため、市独自の制度等の研究をする。

身寄りのない高齢者の支援体制(包括的な相談・調整窓口の整備、総合的な支援パッケージを提供する取組)は現在全国各地で厚生労働省が推奨するモデル事業が開始されており、課題の整理が進められている。

この課題を踏まえて、総合的な支援パッケージである日常生活支援、入院・入所等の手続き支援、死後の事務支援については、第二種社会福祉事業として国で整理が進められていることから、今後も国の動向や他市町の情報を収集し、身寄りのない高齢者の支援制度に向けて準備を進める。

「身元保証がない方の入院・入所に関するガイドライン」に関する アンケート結果

対象期間：令和7年7月16日～令和7年8月29日

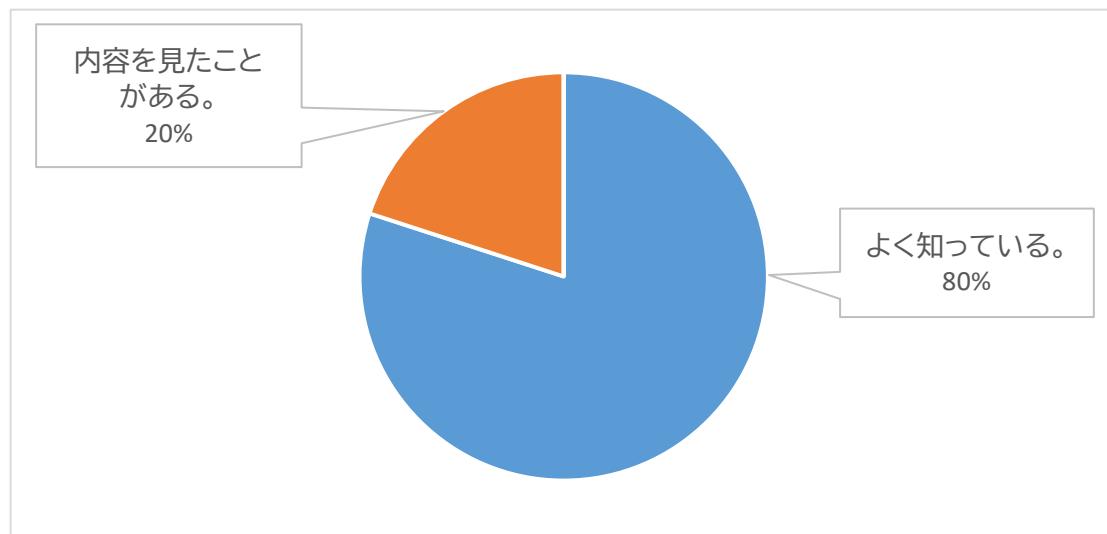
対象：対象者：市内病院 9か所

アンケート回収率 約55%

問1

鈴鹿市の「身元保証がない方の入院・入所に関するガイドライン」をご存じですか。

よく知っている。	内容を見たこと がある。	名前だけ聞いた ことがある。	知らなかつた。
4	1	0	0

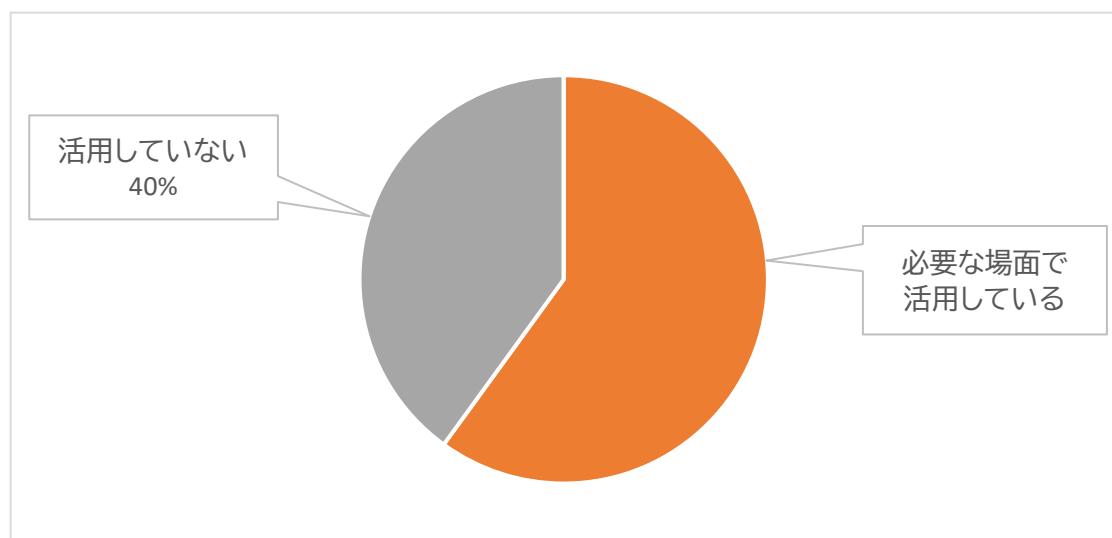


令和6年11月にガイドラインを作成して約半年が経過しており、認知度はあつたものの、回答を得ていない病院も約半数あり、全体としての認知度は不明である。

問2

ガイドラインを業務で活用したことがありますか。

よく活用している	必要な場面で活用している	活用していない	活用したいが方法がわからない
0	3	2	0

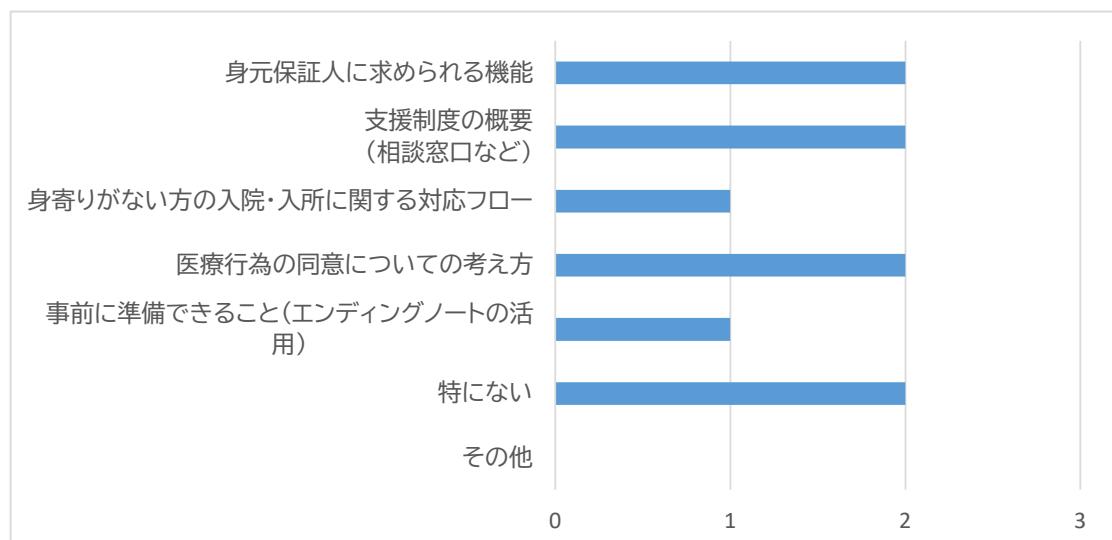


活用している割合が60%であり、ガイドラインとしての一定の役割は果たしているといえる一方で、活用していない病院もある。

問3

ガイドラインのどの部分を特に参考にしていますか(複数回答可)。

身元保証人に求められる機能	支援制度の概要(相談窓口など)	身寄りがない方の入院・入所に関する対応フロー	医療行為の同意についての考え方
2	2	1	2
事前に準備できること(エンディングノートの活用)	特にない	その他	
1	2	0	



想定した回答項目の全てが活用されている。

問4

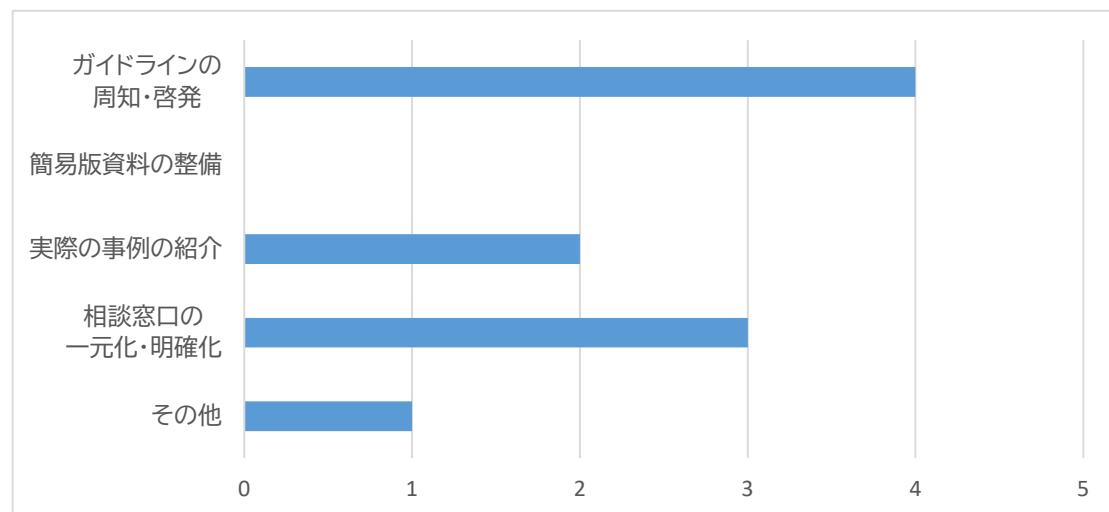
質問3で「その他」を選択した方は具体的な内容をご入力ください。

→回答なし

問5

ガイドラインをより活用しやすくするには何が必要だと思いますか(複数回答可)。

ガイドラインの周知・啓発	簡易版資料の整備	実際の事例の紹介	相談窓口の一元化・明確化
4	0	2	3
その他			
1			



「ガイドラインの周知・啓発」の次に、「相談窓口の一元化・明確化」が必要とされている。

問6

質問5で「その他」を選択した方は具体的な内容をご入力ください。

- 啓発によって支援方法が周知されたとしても、そもそも自施設で受け入れない、身寄りのない方の支援は行わない、ということを暗黙の了解としている機関が多くあることが現状。
- 身寄りのない方や、単身世帯の増加が加速している中で、相談窓口の設置だけで実際の支援は自施設に委ねる、受け入れを促す、という事自体すでに無理な段階に突入している。
- 成年後見制度、日常生活自立支援事業とは別に実際の支援を担う第三者機関の設置が必須。

身寄りのない高齢者等及び「身元保証がない方の入院・入所に関するガイドライン」に関するアンケート結果

対象期間：令和7年7月16日～令和7年8月29日

対象：地域包括支援センター 8か所

市内居宅介護支援事業所 53事業所（令和7年7月7日時点で三重県に登録済みで休止状態の事業所を除いた事業所数。）

アンケート回収率：地域包括支援センター 約75%
市内居宅介護支援事業所 約50%

	回答あり	回答なし	合計
地域包括支援センター	6	2	8
市内居宅介護支援事業所	27	26	53

実施期間が約1か月半という短期間であったため、居宅介護支援事業所については回答率が50%にとどまった。
地域包括支援センターについては、基幹型地域包括支援センターから事前に周知をしていたが、2カ所については回答を得られなかった。

○身寄りのない高齢者等に関するアンケート

貴所が担当している利用者のうち現在、身寄りがない、または頼れる親族がいない方及び、現在は身寄りがあるが、将来的（4～5年以内）に身寄りがなくなる恐れがある方の情報を利用者お一人ずつそれぞれ下の表に入力してください。

◇集計結果

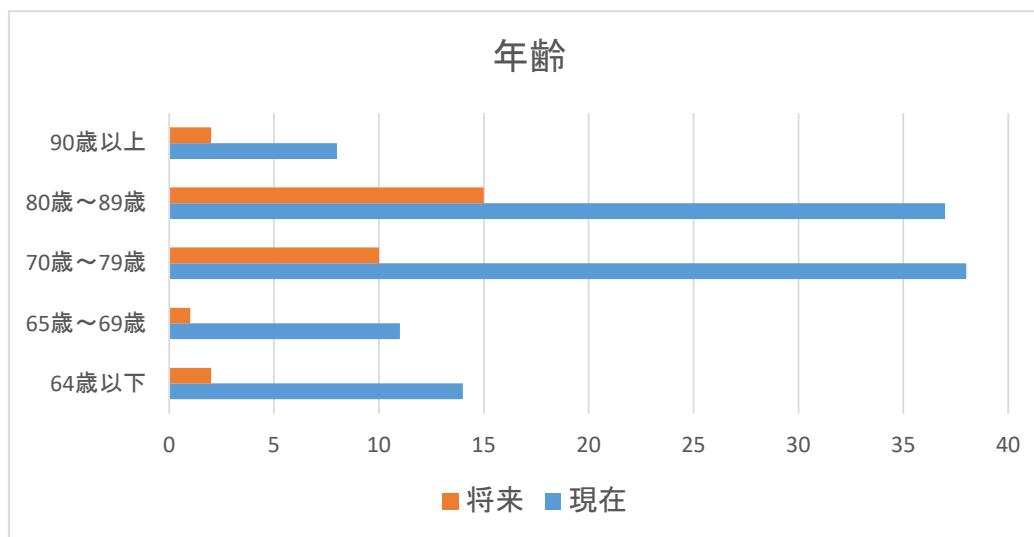
身寄りのない高齢者的人数

	現在	将来	合計
人数	108	30	138

33の事業所から現在108人の身寄りのない高齢者を把握しているとの回答を得た。平均で1事業所当たり3.2人の身寄りのない高齢者を把握していることになる。
一方で将来身寄りがなくなる恐れがある方については把握をしている人数は平均で1事業所あたり1人に満たない結果となった。

年齢

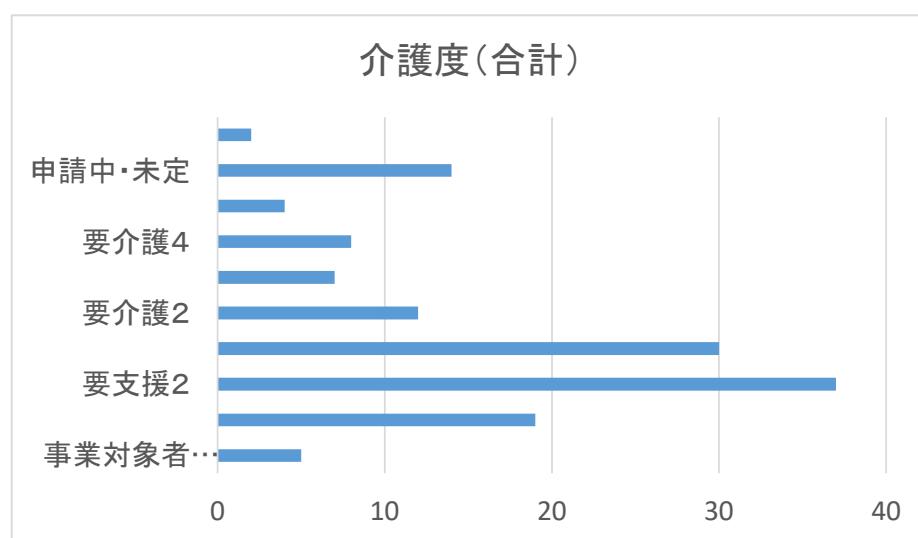
	現在	将来	合計
64歳以下	14	2	16
65歳～69歳	11	1	12
70歳～79歳	38	10	48
80歳～89歳	37	15	52
90歳以上	8	2	10
不明	0	0	0



年代別では、現在と将来でともに70歳～89歳が特に多い。

介護度

	現在	将来	合計
事業対象者 (介護保険)	5	0	5
要支援1	14	5	19
要支援2	30	7	37
要介護1	22	8	30
要介護2	11	1	12
要介護3	4	3	7
要介護4	6	2	8
要介護5	2	2	4
申請中・未定	12	2	14
未回答	2	0	2

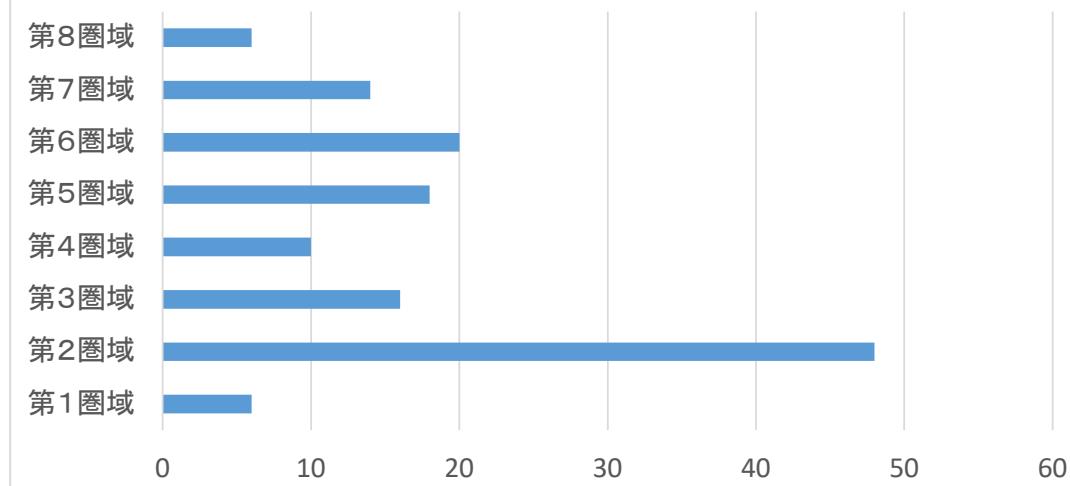


介護度では、要支援2と要介護1が特に多くみられる。

利用者の圏域

	現在	将来	合計
第1圏域	5	1	6
第2圏域	41	7	48
第3圏域	12	4	16
第4圏域	9	1	10
第5圏域	15	3	18
第6圏域	12	8	20
第7圏域	10	4	14
第8圏域	4	2	6
不明	0	0	0

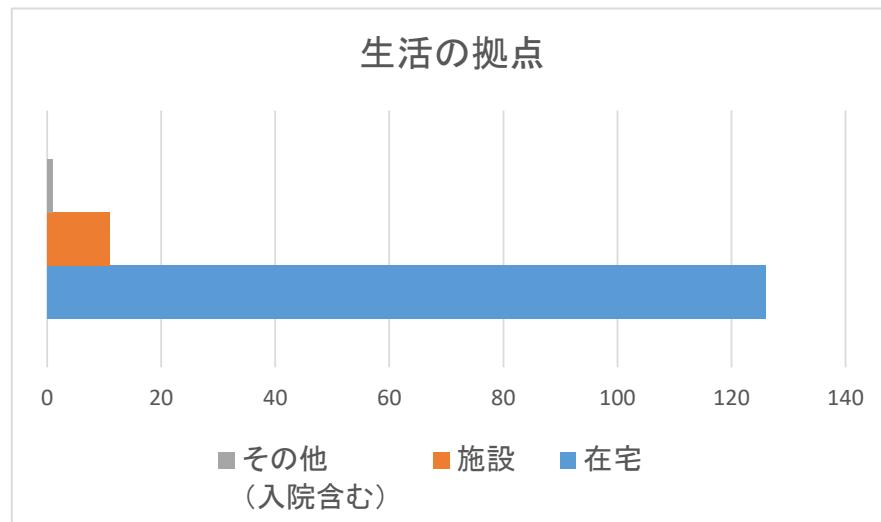
利用者の圏域(合計)



圏域に大きな差があるが、どの圏域においても一定数の把握はされている。

生活の拠点

	現在	将来	合計
在宅	100	26	126
施設	7	4	11
その他 (入院含む)	1	0	1

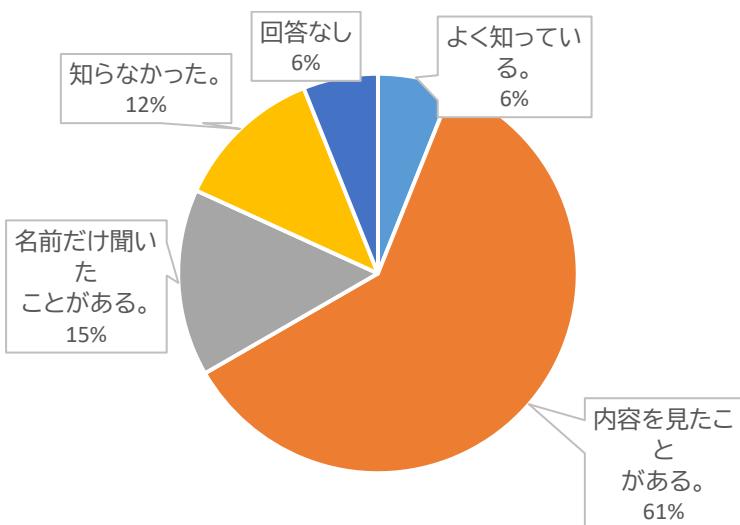


ケアマネと地域包括支援センターへの聞き取りのため、在宅者が多いが、施設入所者や入院者についても一定数把握しているところがある。

○「身元保証がない方の入院・入所に関するガイドライン」に関するアンケート

鈴鹿市の「身元保証がない方の入院・入所に関するガイドライン」をご存じですか。

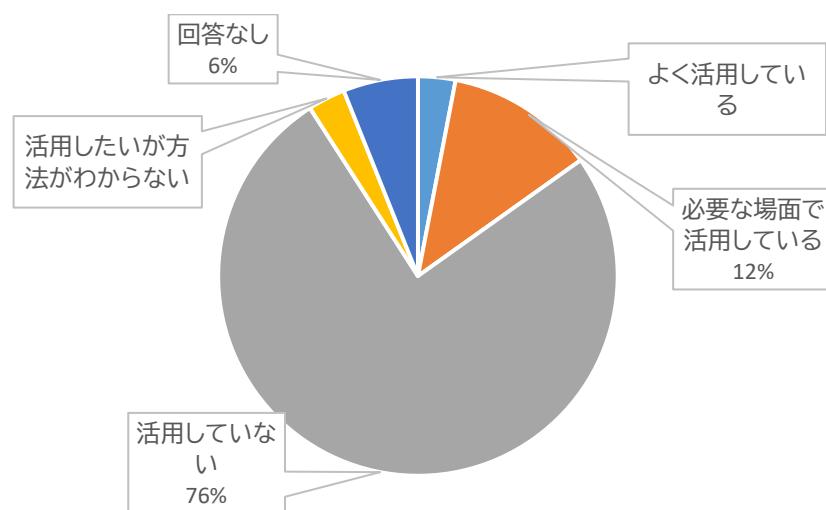
よく知っている。	内容を見たことがある。	名前だけ聞いたことがある。	知らなかった。	回答なし
2	20	5	4	2



「よく知っている」「内容を見たことがある」「名前だけ聞いたことがある」を含むと認知度は約82%あり、ガイドラインが令和6年11月に作成されて約半年が経過しており、周知がある程度浸透している。

ガイドラインを業務で活用したことがありますか。

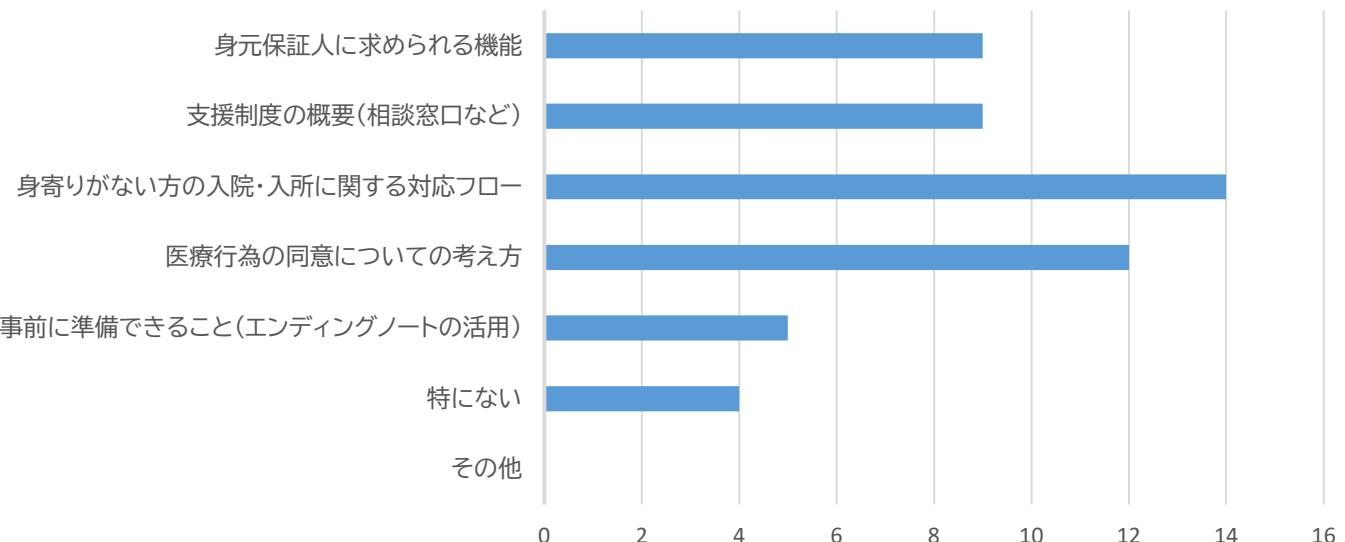
よく活用している	必要な場面で活用している	活用していない	活用したいが方法がわからない	回答なし
1	4	25	1	2



認知度は高いものの、「よく活用している」「必要な場面で活用している」を含めて、実際に活用しているのは約15%に過ぎない。

ガイドラインのどの部分を特に参考にしていますか(複数回答可)。

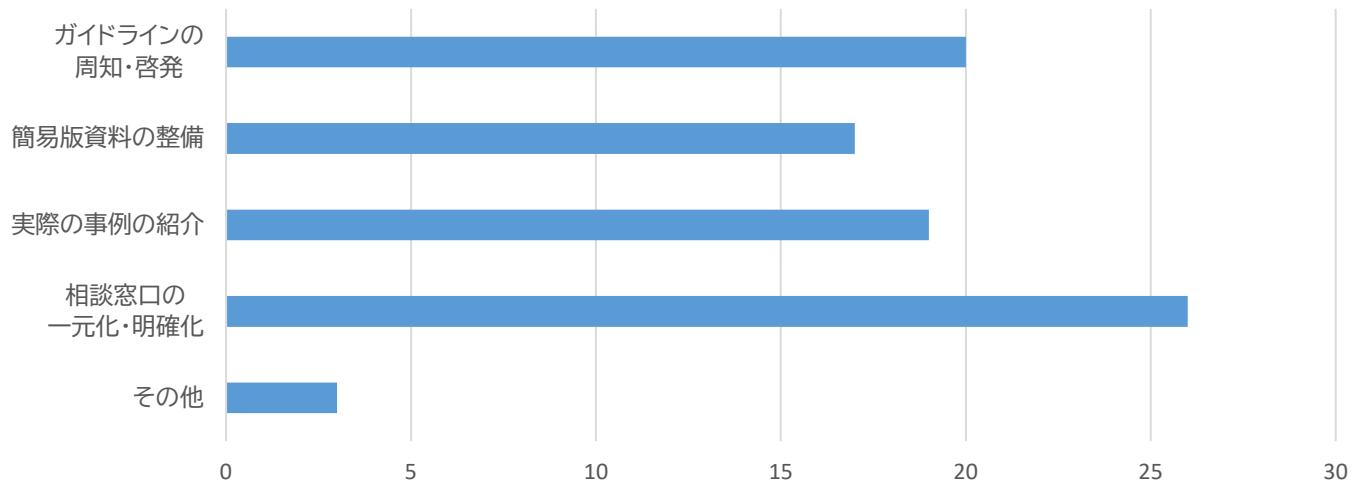
身元保証人に求められる機能	支援制度の概要(相談窓口など)	身寄りがない方の入院・入所に関する対応フロー	医療行為の同意についての考え方	事前に準備できること(エンディングノートの活用)	
9	9	14	12	5	
特ない	その他				
4	0				



「身寄りがない方の入院・入所に関する対応フローの活用」と、次に「医療行為の同意についての考え方」についての活用が多くみられた。

ガイドラインをより活用しやすくするには何が必要だと思いますか(複数回答可)。

ガイドラインの周知・啓発	簡易版資料の整備	実際の事例の紹介	相談窓口の一元化・明確化	その他
20	17	19	26	3



「相談窓口の一元化・明確化」については医療機関へのアンケートとともに上位にみられた。
一方で医療機関へのアンケートでは回答のなかった「簡易版資料の整備」については、一定数の回答がみられた。

「その他」を選択した方の具体的な内容

- ・説明会(の開催)
- ・各関係部署が周知し、共通認識出来る事で、相談・連携が図りやすくなると思う。
- ・ガイドラインは単なる指針であり、強制力もなく絵に描いた餅。今後単身身寄り無し高齢者がスタンダードになって行く中で、最前線で係る支援者の負担はますます増えていく事が懸念される。
- ・ガイドラインで【成年後見制度の活用】と簡単に書いてあるが、平均在院日数の短縮化が進む医療機関の退院支援と、成年後見制度の審判確定までのタイムテーブルが全く合わない。その間の【つなぎ役】を誰かが強いられている現状を分かってほしい。この部分はケアマネのシャドーワークとして国でも問題視する流れが出来たが、有償化するとしても貧困高齢者が多い実情からすべてがそれで救われるとは思えない。また、有償化すると国が言っているという事は、その対価を払えない、もしくはその契約行為の意味すら理解できない住民に対する緊急事務はどこが行うべきか整理が必要。施策推進会議協議会の中でその解決策を図ってほしい。
- ・成年後見制度の相談窓口を社協としてあるが、今後国民の4割弱がソロ化する単身無縁社会において、市内のすべての権利擁護ニーズを社協が担えるはずがない。各生活圏域を守る地域包括支援センターがそれぞれ権利擁護をしっかり出来るスキルを身に付けないといけない。

意見

低所得で金銭的にゆとりが無く、身元保障のサービスを導入できない方が多く、支援に苦慮している。
シャドーワークとして、救搬対応同行、入院退院支援なども多く、重なってしまった時に対応できる範囲には限界がある。
何でも「ケアマネジャーに言えば良い」と思っている方多く、困っている。生活保護基準に満たない低所得の方への支援を、もう少し検討して頂けないと、私たちがもたない。

様の支援（役割分担）シート（案）

※このシートは、入院・入所、退院・退所等の際に、本来であれば家族等に依頼する役割を、本人を支える支援チームで分担するためのものです。

支援会議の日	年　月　日	会議への本人の参加	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
支援チーム	氏名	所属機関名	連絡先

内容	支援者	支援内容
緊急連絡先	氏名： 関係・所属： 連絡先：	緊急時連絡を受ける。 ※内容に応じ各窓口に連絡
入院計画書やケアプランの説明	氏名： 関係・所属： 連絡先：	サービス調整に関する相談及びケアプラン等の作成、署名(代筆)を行う。
利用料の支払等の金銭管理	氏名： 関係・所属： 連絡先：	本人の預貯金から利用料の支払等を行う。
入院・入所に必要な準備	氏名： 関係・所属： 連絡先：	入院・入所の際に必要な物品の購入等必要な準備を行う。
退院・退所に必要な準備	氏名： 関係・所属： 連絡先：	居室の明渡しや退院・退所先の確保等必要な準備を行う。
死亡時の遺体・遺品の引き取り、葬儀	氏名： 関係・所属： 連絡先：	ご遺体引き取り・搬送、死亡届の提出、火葬・埋葬等の死後事務を行う。
その他 例：借家への連絡、郵便物に関する事など	氏名： 関係・所属： 連絡先：	

支援に必要な個人情報の提供と収集について同意します。

年　月　日

本人署名_____